

△招 集

川越地区消防組合告示第二号

平成二十六年川越地区消防組合議会第二回定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年三月十八日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

一 日 時 平成二十六年三月二十五日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十六年三月二十五日 一 日 間



△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

倉嶋 美恵子 議員

高橋 剛 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成二十五年十月一日以降受理した監査結果を報告する。

四、日程第六以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

五、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、四の例により審議を行う。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第二回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十六年三月二十五日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第七 議案第二号 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第九 議案第四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第一〇 議案第五号 平成二十五年川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

日程第一一 議案第六号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(二人)

第二番 道祖土 証 議員 第三番 為水 順二 議員

第四番 三上喜久蔵 議員 第五番 桐野 忠 議員

第六番 片野 広隆 議員 第七番 関口 勇 議員

第八番 倉嶋美恵子 議員 第九番 高橋 剛 議員

第一〇番 石川 智明 議員 第一一番 小ノ澤哲也 議員

第二二番 小野澤康弘 議員 第二三番 本山 修一 議員

△欠席議員(一人)

第一番 山田 敏夫 議員

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

〃 風間 清司

会計管理者 水野 典子

消防局長 大久保 愛一郎

次 長 斉 木 利 之

〃 柴 崎 正 治

〃 小 林 久 雄

川越北消防署長 野 本 勝

川越中央消防署長 木 村 圭 夫

川越西消防署長 忍 田 茂 巳

川島消防署長 渋 谷 徹

総務課長 岸 田 隆

予防課長 比 留 間 富 雄

警防課長 柳 川 佳 男

救急課長 高 野 春 雄

指揮統制課長 辻 章 一

△議場に出席した職員

書記長 岡 部 宏

書 記 大 河 内 徹

〃 橋 本 丈 夫

〃 大 森 康 孝

△開 会 (午後二時二十五分)

○三上喜久蔵議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十六年三月二十

五日開会の川越地区消防組合議会第二回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○三上喜久蔵議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第二回定例会の会期を本

日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○三上喜久蔵議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(橋本丈夫書記 朗読)

川消総発第一六八三号

平成二十六年三月二十五日

川越地区消防組合議長 三 上 喜久蔵 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について (通知)

平成二十六年本組合議会第二回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

五 平成二十五年川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

六 平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算

○三上喜久蔵議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第三、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会議第六号

平成二十六年三月十八日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵

出席要求書

地方自治法第百二十一条第一項の規定により、三月二十五日午後一時開会の川越地区消防組合議会議第二回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一六六七号

平成二十六年三月二十五日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十六年本組合議会議第二回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明  
副管理者 高田康男

副管理者 風間清司

会計管理者 水野典子

消防局長 大久保愛一郎

次長 斉木利之

〃 柴崎正治

〃 小林久雄

川越北消防署長 野本勝

川越中央消防署長 木村圭夫

川越西消防署長 忍田茂巳

川島消防署長 渋谷徹

総務課長 岸田隆

予防課長 比留間富雄

警防課長 柳川佳男

救急課長 高野春雄

指揮統制課長 辻章一

△日程第四 会議録署名議員指名について

○三上喜久蔵議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。

倉嶋美恵子 議員

高橋剛 議員

以上二人の方を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○三上喜久蔵議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十五年十月一日以降、本日まで七件の監査結果の提出が

ありましたので、報告いたします。

川消監発第二三〇号

平成二十五年十月一日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合監査委員 坂口一雄

同 高橋剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二八号

平成二十五年十月二十三日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 高橋剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

平成二十五年十一月二十二日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

出納検査の結果について（報告）

同 高橋剛  
地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三二号

平成二十五年十二月二十五日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 高橋剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三四号

平成二十五年十二月二十五日

川越地区消防組合議会議長 久保啓一様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 高橋剛

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の監査を執行したので、同条第九項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三八号

平成二十六年一月二十三日

川越地区消防組合議会副議長 山田敏夫様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 高橋剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度十二月分  
例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提  
出する。

川消監発第四〇号

平成二十六年二月二十一日

川越地区消防組合議会議長 三上喜久蔵様

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫

同 高橋剛

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年度一月分例  
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出  
する。

△管理者あいさつ

○三上喜久蔵議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを  
許します。

（川合善明管理者登壇）

○川合善明管理者 本日は、平成二十六年年度の当初予算案を御審議いただきます第二  
回定例会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し、格別なる御支援と御

鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、川越市、川島町、ともに厳しい財政状況ではございます  
が、平成二十六年年度の当初予算案といたしましては、平成二十五年年度の当初予算対  
比で二・四％増の五十九億二千八百七十三万三千円の予算規模となっております。  
主な施策といたしましては、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線  
の整備を図るとともに、はしご付消防自動車の更新整備のほか、消防資器材等の整  
備など初動消防力の強化を図るとともに、救急救命士の養成、救急資器材等の整備  
など、救急業務体制の充実、高度化をより一層図っていくとすもののでございま  
す。

また、平成二十六年年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案、  
並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては、消防局長  
をして説明いたさせますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお  
願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安心して暮らせる安全な地域づくりのた  
め、全力で取り組んでまいりますので、今後とも安心・安全の確保という観点に立  
ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げ、  
結びといたします。

○三上喜久蔵議長 以上で、管理者の発言を終わります。

△日程第六 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第六、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の  
設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する

条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

川越市において町の区域が新たに画されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものがございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防署の項に「中台元町一丁目」及び「中台元町二丁目」を加えようとするものがございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日としようとするものがございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件

の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第二号 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて

いて

○三上喜久蔵議長 日程第七、議案第二号、川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

（大久保愛一郎消防局長登壇）

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第二号、川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定め



ることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、政令の一部改正により非常勤消防団員に係る退職報償金の支給基準額が増額されることに伴い、階級と勤続年数に応じ定めております現行の支給額を、最低支給額の区分についてのみ五万三千元、その他の区分については一律五万円引き上げようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、平成二十六年四月一日とし、同日以後に退職した消防団員について適用しようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

小ノ澤哲也議員。

(小ノ澤哲也議員登壇)

○小ノ澤哲也議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第二号、川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、御質疑をさせていただきます。

議案書の提案理由のところに、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。」とございます。

今回、この法律施行令が一部改正されたわけでございますけれども、時系列的にいうと、その前というのでしょうか、昨年の臨時国会において議員立法で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立をして、この法律のもと、消防団の処遇改善、あるいは装備の拡充であるとか、さまざまその法律の中に明記を

されたわけでございます。そういった観点も含めて、御質疑をさせていただきたいと思えます。

まず一点目でございますけれども、確認の意味で、今回の非常勤消防団員に係る退職報償金を見直すといった経緯について、改めてお尋ねをいたします。

また、先ほど述べさせていただきましたけれども、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が昨年の臨時国会において議員立法で成立したわけでございます。この法律の趣旨について、二点目としてお尋ねをしておきます。

平成七年の阪神・淡路大震災であるとか、あるいは平成二十三年に起きた東日本大震災において、各地における消防団員の活動がさまざま報道されました。

東日本大震災のときには、津波が襲いかかる直前まで、自身の命をある意味で犠牲にしてというのでしょうか、住民の避難誘導に当たられて、たしかあのときは百九十八名の消防団員の方が命を落としたといえますか、命をかけてその尊い活動をされたというニュースが記憶に新しいところでございます。

また、それら以外でも、近年の局地的な豪雨であるとか、あるいは台風による災害など、常備消防はあるわけでございますけれども、マンパワーというのでしょうか、その人数というのには限られています。非常勤消防団員の役割というのは本当に大きいと感じておりますけれども、三点目として、非常勤消防団員の役割について、どのように感じられておられるのか、お尋ねをいたします。

非常勤消防団員の退職報償金でございますけれども、これは退団者全ての方に支払われるものなのか、あわせて直近の五年間の非常勤消防団員の定数と退団者数、また、報償金の支給対象者とその支給金額について、四点目としてお尋ねをいたします。

以上、一回目とさせていただきます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 御答弁申し上げます。

初めの一点目でございます。非常勤消防団員に係る退職報償金を見直す経緯につ

いてでございます。

平成二十五年十二月二十五日付で消防庁国民保護・防災部防災課から消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令等の改正について、通知がございました。

その内容につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、十二月十三日に公布、施行されました。本法律において、団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講じることが義務づけられたところです。この趣旨を踏まえまして、報酬、手当をあわせて、退職報償金についても引き上げを行う必要があると示されました。なお、掛金につきましては、引き上げを行わず、現行どおりと通知されました。

続きまして、二点目でございます。法律が成立した趣旨でございます。

目的、基本理念といたしましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資すること、消防団の強化を図ること等により、地域における防災体制の強化を図ることが掲げられております。

その中で、地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務、住民に対する防災活動への参加にかかわる努力義務、地域防災力の充実強化に関する関係者相互の協力義務及び具体的な事業計画の策定義務等が規定されております。

基本的施策といたしましては、消防団の強化と地域における防災体制の強化の二項目に重点が置かれております。

まず、消防団の強化につきましては、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と規定し、消防団に対する住民等の意識の啓発、公務員の消防団員との兼職に関する特例、事業者及び大学等の協力などの規定をし、消防団への加入促進を図ろうとしております。

また、消防団の活動の充実といたしましては、消防団員の処遇改善、消防団の装

備の改善、消防相互応援の充実、消防団員に対する教育訓練等の改善及び資格制度の創設等により強化を図ろうとしております。

次に、地域における防災体制の強化につきましては、国または地方公共団体の義務として、防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上及び必要な資器材の確保、自主防災組織等の教育訓練において、消防団が指導的役割を補うために必要な措置、自主防災組織等に対する援助を規定し、また、学校教育、社会教育における防災学習の振興のために必要な措置を講じることとたわれております。

続きまして、三点目でございます。非常勤消防団員の役割についてでございます。非常勤消防団員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律のとおり、「消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」であると規定されています。

自主防災組織及び市町民の相互に連携強化に取り組むことが重要であるのと、基本的な認識のもと、地域に密着し、災害が発生した場合に地域に即時対応することが役割と考えられます。

続きまして、四点目でございます。退職報償金は退職者全てに支給されるかというところでございますが、退職報償金の支給額は、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、消防団員として五年以上の勤務をし、勤務年数及び階級に応じて支給されることとなっております。勤務年数が五年未満の団員には退職報償金は支給されません。

続きまして、直近五年間の非常勤消防団員の定数、退団者数、支給対象者及び支給金額でございますが、平成二十年度につきましては、定数四百四十三名、退団者数四十九名、支給者数十六名、支給金額三百四十五万四千円、平成二十一年度、定数四百四十九名、退団者数四十四名、支給対象者二十六名、七百二十八万三千円でございます。平成二十二年度につきましては、定数四百五十四名、退団者数四十四名、支給対象者十八名、四百三十三万円でございます。続きまして、平成二十三年度につきましては、定数四百五十四名、退団者数五十四名、支給対象者二十五名、

七百八万五千円でございます。平成二十四年度につきましては、定数四百五十九名、退団者数四十二名、支給対象者十八名、支給額につきましては五百二十四万五千円でございます。以上のとおりとなっております。

直近五年間の報償金の該当者数の合計人数につきましては百三名、合計支給額につきましては二千七百三十九万七千円となっております。

また、過去五年間の平均の人数につきましては、約二十一名でございます。金額につきましては五百四十七万九千四百円でございます。

以上でございます。

(小ノ澤哲也議員登壇)

○小ノ澤哲也議員 それぞれ御答弁いただきました。今回の非常勤消防団員に係る退職報償金を見直す経緯について、御答弁をいただきました。

先ほど述べさせていただきましたけれども、議員立法によって消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立をして、昨年十二月十三日にその法律が公布、施行され、この法律において消防団員の処遇の改善等が各自治体に応じた報酬あるいは手当の支給についても見直すといった趣旨で、国及び地方公共団体においては必要な措置を講ずることが義務づけられた。

そして、先ほどの御答弁では、団員の処遇改善を含めた今回の趣旨を踏まえて、報酬や手当とあわせて退職金の引き上げを行った。そういった趣旨の御答弁であったかと思えます。

この議案書を見させていただきましたと、金額の一覧でございますけれども、横軸というのでしょうか、一番左上が五年以上、そして十年未満から始まって、右にずれていくことに十年以上十五年未満、そして、十五年以上二十年未満と、五年刻みに年数がふえていって、一番右側が三十年以上となる、いわゆる勤務年数である。

縦軸が一番上が団長から始まって、副団長、そして分団長、副分団長、それから部長及び班長、そして一番下が団員となる階級ということになっているわけでございます。

今回の退職金の引き上げ、一律五万円であったかと思えます。一覧表のとおり金額が五万円ずつ引き上げられております。

一番左下、いわゆる勤務年数が五年以上十年未満で階級が団員の方だけ、先ほど局長から説明がありましたけれども、十四万七千円から二十万円と、五万三千円引き上げられております。これは、今回の法律施行令改正のときに、最低金額が二十万円と定められたことによるということで理解をさせていただきました。

先ほど直近五年間の団員数、定数であるとか、退団者数、支給対象者の人数を細かく御答弁いただきました。ありがとうございます。

直近の平成二十四年度においては、退団者数が四十二名で、支給対象者が十八名、二十四名の方には、この退職報償金は支給がされておりません。勤務年数が五年未満であったというふうな考え方になるのだと思うのです。

私が住んでいる大東という地域もそうですけれども、各自警団のメンバーの中から選抜されて、分団のほうに入って、意外と三年ぐらいで自警に戻ってという形の方は三年間ぐらいの勤務年数になりますので、対象にならないのだと思うのです。

場合によってですけども、再び本部に、また、再び分団のほうにまた派遣といえますか、もう一度行った場合、今回のこの支給対象というのはあくまでも五年以上というのは累計の合算が対象になると思いますので、今後、そういった点はよく細かく見ていただきたいと思います。

全国的に見ますと、非常勤消防団員の人数が減少の傾向になっているようでございます。かなり前になってしまいましたが、一九六五年のころには約百三十万人の消防団員がいたと言われております。消防団員の方も会社勤めの方がかなりふえてきていますので、その他いろいろな理由で百三十万人いた消防団員、これは二〇二二年のデータですけども、約八十七万人まで減少してきているようであります。そういった新聞報道もございました。

二回目の一点目として、現在の消防組合における非常勤消防団員の人数についてお尋ねをいたします。

先ほどの消防団員の処遇の改善の観点から、非常勤消防団員の年額報酬であるとか、出勤手当でございませけれども、全国的に各市町村の条例でそれぞれ定められているわけですが、国が示している交付税単価まで金額が確保されていない市町村がかなりあるということが以前から問題視をされていたかと思えます。

二点目として、非常勤消防団員に対する報酬等の支給状況について、お尋ねをいたします。

また、当組合においては、その金額は適正な金額になっていると考えておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律では、第九条に、消防団への加入の促進が示されているわけですが、三点目として、非常勤消防団員の団員の確保の取り組みについて、現在、どのような状況であるのか、お尋ねをいたします。

また、同法律の第十一条には、事業者の協力が示されており、先ほどだんだんと会社勤めの方が多くなってきたという話をさせていただきましたけれども、事業者が会社の中におられる消防団員が消防団員として活動することに対して理解をいただきたいと思います。

現在、川越地区消防組合でも消防団協力事業所表示制度に対して取り組まれていると思えますけれども、四点目として、その内容と取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

また、同法律の第十四条には、消防団の装備の改善等が示されていますけれども、五項目として、消防団の装備の基準についてお尋ねをいたします。

最後になりますけれども、同法律の第十八条には、自主防災組織など教育訓練における消防団の役割について示されており、

非常勤の消防団員の方々は常日ごろから火災予防であるとか、さまざまな活動も含めて、先ほど御答弁にありましたけれども、地域の防災力のかなめになっていただいております。

地域の防災力という観点では、自主防災組織等もあるわけですが、先ほど常日ごろからの訓練などにおいては一緒に行えるのが最善であると感じております。

また、消防団の方々は一定の訓練を積んでいますので、専門的な知識を含め、あるいは行動であるとか、そういうところを含めて知識を持っていると思うのです。今回のこの法律の第十八条では、消防団が自主防災組織など、それ以外にもいろいろな組織があると思うのですけれども、区域内の防災に関する組織の教育訓練において指導的な役割を担うように規定をされておるわけですが、その自主防災組織などを含めたいろいろな団体等の教育訓練における消防団の役割について、どのように考え、また、今後どのように取り組んでいくお考えかどうかを六項目としてお尋ねをさせていただいて、以上、質疑とさせていただきます。

(斉木利之次長登壇)

○斉木利之次長 御答弁申し上げます。

現在の消防組合における非常勤消防団員の人数につきましては、平成二十五年度、平成二十六年三月一日現在の消防団員の状況につきましては、川越市消防団の定数は団本部三十名、一個分団二十五名、十二個分団三百三十名、実員は三百七名でございます。川島町消防団の定数につきましては、団本部十五名、一個分団十九名、六個分団定数百二十九名、実員は百二十四名でございます。欠員の補充につきましては、各分団に御尽力をいただいております。

続きまして、消防団員への報酬等の支給状況について、御答弁申し上げます。

消防団員の報酬は、川越地区消防組合消防団条例で規定されており、年間で団長二十万六千円、副団長十七万四千円、分団長十五万一千円、副分団長十二万三千元、部長十万七千円、班長八万九千円、団員六万九千円の支給でございます。また、機関係員に年額一万一千円を加給することとなっております。

続きまして、費用弁償の支給でございますが、報酬と同じく条例で規定されており、団長及び副団長一人一回につき一千円、団長及び副団長以外の団員で、火災の

場合、一分団一回につき一万二千円、警戒訓練等の場合、一人一回につき一千円の支給でございます。

また、消防団員が公務のため旅行した場合の支給額は、日当一日につき三千円、宿泊料一夜につき一万四千四百円、食卓料一夜につき二千六百円の支給でございます。なお、県内へ出向した場合に支給される半日当の一千五百円は、平成二十六年から廃止される予定でございます。

国が示す消防団員の報酬額につきましては、地方交付税法省令をもとに、平成二十四年度の交付税単価が団員の階級では一人当たり三万六千五百円とされているところであります。当組合では、年間の報酬額は同階級は六万九千円であり、当組合の消防団の職務及びその活動内容から考えると、適正なものと考えております。

また、火災、警戒、訓練等の出動手当につきましては、同省令をもとに一人当たり七千円を標準額とし、交付税単価が定められております。

当組合の平成二十四年度の費用弁償は、川越市消防団では一人当たり平均約二万三千九百円、川島町消防団では約二万四百円を支払っており、年度の出動人員及び出動回数が増減により一人当たりの支払い額に変動はあるものの、適正なものと考えております。なお、今後、活動期間または活動内容に応じて実態に即した出動手当となるよう検討していき、消防団員の処遇が改善されるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、非常勤消防団員の団員確保の取り組みについて、御答弁申し上げます。

当組合の川越市消防団、川島町消防団では、日ごろ各種行事などで消防団PR等の活動を通じて入団促進に取り組んでいるところでございます。

現在、国において日本郵便株式会社社員や農業協同組合職員の消防団への入団に関する協力依頼を始めたところでございます。

組合管内といたしましては、郵便局に対して、本年二月十五日火曜日に川越郵便局、三月五日水曜日に川越西郵便局、三月十四日金曜日に川島郵便局へそれぞれ訪

問し、入団促進の協力依頼をしたところでございます。また、農協職員や川越市、川島町職員の入団に対しても、積極的に入団促進をしていきたいと考えております。さらに、川越市消防団では新たな取り組みとして、ことしの一月十三日月曜日に行われた川越市の成人式では、新成人を対象に消防団のPR活動を実施したところでございます。

続きまして、消防団協力事業所表示制度の内容と取り組みについて、御答弁申し上げます。

その他の団員確保の有効な手段といたしまして、平成二十年度から導入いたしました消防団協力事業所表示制度を活用していきたいと考えております。当組合では、消防団協力事業所として認定されるのは、現在、一事業所ではございますが、消防団員のうち被雇用者の占める割合が年々増しており、円滑な消防団活動を行う上で事業所側の理解と協力が不可欠であることから、今後、事業所側の協力を得るために消防団協力事業所に対して特例措置と他市町村の奏功事例を参考にしながら、地域の事情に合った取り組みを積極的に推進していきたいと考えております。

続きまして、消防団の装備の基準について、御答弁申し上げます。

東日本大震災におきまして多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえ、平成二十六年二月七日に消防団の装備の基準の一部が改正され、消防団員の安全確保のための装備の充実を図ることが求められております。

当組合の消防団では、当該基準が改正される以前から防火衣等の安全装備品、携帯無線機等の情報伝達設備及び大規模災害時用の簡易救助資機材等の拡充を図ってきている状況でございます。ここで新たに基準が示されたことで、地域の実情を考慮しつつ、必要不可欠な装備品で未装備のもの、または基準数に満たないものにつきましても積極的に配備していきたいと考えております。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割ということでございます。

先ほどの質疑の中にもございましたとおり、自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の第十八条に規定されておりますが、自主防災組織等の教育訓練では、指導的役割を担うための市町村による措置により、一定の訓練を受けた消防団員が自主防災組織等のリーダー育成を担うことが一層の効果があるとされております。

今後、自主防災組織のリーダー育成・教育のあり方等につきましては、市町の自主防災組織の担当部署と、また川越・川島両消防団と協議、調整しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第 三三 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第八、議案第三三、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三三

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第三三、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料徴収事務の適正化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、消費税率引き上げの影響により増額改定が必要となる手数料のうち、直近の人件費・物件費等の変動の影響を反映してもなお現行の額の標準に比して増額が必要となる二十五件の手数料の額を改定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行日は、平成二十六年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 議案第三号、川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて、二点質疑を申し上げます。

今、提案理由の説明をお聞きしたわけですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴って行われるということですが、その概要、どういう法改正なのか、お伺いしておきたいと思えます。

総務省では、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集が行われ、インターネットでも紹介されていますけれども、どのような意見が寄せられて、また、その寄せられた意見に対しての考え方が示されておりすけれども、どういう内容なのか、お伺いしておきたいと思えます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 初めに、手数料条例の改正の概要につきまして、御答弁申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、本条例を改正し、手数料徴収事務の適正化を図ろうとするものでございまして、改正内容といたしましては、消費税の税率引き上げの影響により増額改定が必要となる手数料のうち、直近の人件費・物件費等の変動の影響を反映してもなお増額改定が必要となる二十五件について改定するものでございます。

続きまして、二点目でございます。

政令の一部改正の際に総務省が行った意見募集の内容についてでございます。

意見募集は、平成二十五年十二月七日から平成二十六年一月五日までの間に行われました、計二件の意見が寄せられております。意見の概要といたしましては、一件が、危険物手数料の全てではなく、なぜ一部のみの改正を行うのか。もう一件が、消費税増税に伴い増額となるのはなぜかというものでございます。

これらの二件の意見に対する総務省の考え方でございます。まず、なぜ一部のみの改正になるのかという意見に対しましては、消費税増税に伴い手数料の額の標準が増額になるもののうち人件費や物件費の変動の影響を加味してもなお増税となる

見込みのものを対象としていることから、危険物手数料のうち、その一部について改正対象から除外されているというものでございます。また、なぜ消費税増税に伴う増額なのかという意見に対しましては、手数料の額の標準は、その役務を提供するに当たり、必要となる費用を積み上げて算出しており、費用の中には物件費等、消費税が課税されるものが含まれることから、今般の消費税の引き上げの影響を反映する必要があるということでございます。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 御答弁いただきました。

結局、消費税が5%から8%の増税になることから、新年度から手数料の額の標準を改定することになるわけですが、今回、手数料の額の標準を改定する項目は何項目に上るのか。これら各項目の申請に対する本消防組合の窓口はどこの管轄をしていくのか、それぞれ申請に対する審査はどういうふうに行われているのか、これは概略で結構ですので、お伺いいたします。

かなり特殊な危険物のタンクの容量だとかが二十五項目あるわけです。ほとんど余りがないようにも思いますけれども、手数料の額の標準を定めることになるわけですが、本消防組合では、全体の影響額はどれぐらい見込まれているのか、お伺いしておきたいと思えます。

以上です。

(比留間富雄予防課長登壇)

○比留間富雄予防課長 手数料の額の標準を改定する項目数、危険物施設の申請に関する対応窓口、審査の内容につきまして、御答弁申し上げます。

まず、手数料の額の標準を改定する項目数についてでございますが、計二十五項目でございます。なお、当消防組合管内の危険物施設では、二十五項目のうち二項目該当する施設がございまして、その数は五施設でございます。

次に、危険物施設の申請に関する対応窓口でございますが、手数料の徴収につき

ましては総務課で対応し、危険物施設の審査につきましては予防課で対応しております。

次に、危険物施設の審査の内容についてでございますが、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の技術上の基準に適合し、かつ当該危険物施設においてする危険物の貯蔵または取り扱いが公共の安全の維持または災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるかを審査するものでございます。

以上でございます。

(齊木利之次長登壇)

○齊木利之次長 手数料条例の改正に伴う影響額につきまして、御答弁申し上げます。当消防組合管内の五施設が該当する二項目につきましては、いずれも千円の増額でございます。この手数料につきましては申請があった場合に徴収することから、手数料収入全体にかかわる影響はほとんどないものと考えており、平成二十六年当初予算では手数料収入の増額は見込んでおりません。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議がありますので、起立により採決を行います。本件を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○三上喜久蔵議長 起立多数であります。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○三上喜久蔵議長 日程第九、議案第四号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第四号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第四号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

消防法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、本条例で引用しております消防法施行令「第三十七条第七号から第七号の三まで」の規定が、同条「第四号から第六号まで」に繰り上げられることに伴い、規定の整理を図ろうとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は平成二十六年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。



○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第五号 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

○三上喜久蔵議長 日程第十、議案第五号、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

議案第五号

平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)

平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ千五百三十七万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億五千三百六十二万五千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成二十六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明を願います。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の五のページをごらんいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ千五百三十七万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七億五千三百六十二万五千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、五の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、五の三ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。それでは、別冊の平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第二号)によりまして、御説明を申し上げます。

初めに、四ページの歳出から御説明を申し上げたいと存じます。常備消防費八百三十七万六千円の減額は、消防車両整備、消防資器材整備及び消防通信整備に係ります事業費の確定に伴い、減額をしようとするものでございます。職員人件費につきましては、財源の内訳を補正しようとするものでございます。

次に、川越非常備消防費三百八十八万八千円の減額は、川越市消防団消防車両整備に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

川越市消防団事務につきましては、財源の内訳を補正しようとするものでございます。

五ページに移りまして、川越水利施設費十一万四千円の減額は、川越市消防水利の増設に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、利子三百六十九万八千円の減額は、組合分利子の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

引き続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金一億四千四百五十万五千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費及び公債費の事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費に係る川越市、川島町それぞれの負担金を減額しようとするものでございます。並びに、川越非常備消防費及び川越水利施設費の事業費の確定及び特定財源の減額に伴い、非常備消防費及び水利施設費に係る川越市の負担金を追加しようとするものでございます。

次に、物品売払収入五十二万四千円の追加は、不用品売払収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

次に、繰越金一億四千六百九十四万一千円の追加は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

次に、消防債四千八百三十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、化学車二台、高規格救急自動車二台、消防救急デジタル無線実施設計業務委託、高機能消防指令センター実施設計業務委託、消防ポンプ自動車二台及び防火水槽一基に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、二千六百八十六万四千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして化学車

二台の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。  
午後二時二十八分 休憩

午後二時三十三分 再開

○三上喜久蔵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第一 議案第 六号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算  
○三上喜久蔵議長 日程第十一、議案第六号、平成二十六年川越地区消防組合一般

会計予算を議題といたします。

議案第六号

平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算

平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十九億二千八百七十三万三千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成二十六年三月二十五日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明をお願いします。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいま上程になりました議案第六号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書六の一ページをごらんいただきたく存じます。

平成二十六年川越地区消防組合議会第二回定例会会議録

第一条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十九億二千八百七十三万三千円と定めようとするものと存じます。平成二十五年当初予算と比較いたしますと、割合にして二二・四％、額にして十億八千五百二十九万円の増額となっております。普通建設事業費の増額が主な要因でございます。高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の整備に伴います消防通信整備の増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、六の二、六の三ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものと存じます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を六の四ページ、第二表地方債のとおりに定めようとするものと存じます。

第三条、一時借入金の借入れ最高額を三億円と定めようとするものと存じます。それでは、別冊の平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金の総額は、四十五億二千五百三十一千円を計上いたしました。消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に、消防使用料は百四万円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は三百三万円を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料見込み額でございます。

次に、消防費国庫補助金は、八千四百八十三万八千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、高機能消防指令センターの整備に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は、三十一万八千円を計上いたしました。基金利子といったしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、物品売払収入一千円は、科目の設定でございます。

四ページに移りまして、繰越金は五千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

次に、預金利子一千円は、科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は、一千二百三十三万三千円を計上いたしました。受託収入といったしまして、川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費からなる内容でございます。

次に、雑入の総額は一千四百五十一万一千円を計上いたしました。支弁金といったしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といったしまして、川越市、川島町それぞれの消防基金支払金収入及び余剰電力売却収入などの見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は十二億四千二百九十万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といったしまして、はしご付消防自動車一台、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備、川越市、川島町、それぞれの消防団デジタル無線設備、消防ポンプ自動車二台及び防火水槽一基の整備に係る見込み額でございます。

引き続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

六ページをごらんいただきたいと存じます。

議会費の総額は五百五十二万一千円を計上いたしました。議会事務につきましては、消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、一般管理費の総額は二百六十六万六千円を計上いたしました。一般管理事務につきましては、特別職の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は九万四千円を計上いたしました。公平委員会事務につきましては、公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費の総額は三十八万八千円を計上いたしました。監査事務につきましては、監査委員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

九ページに移りまして、消防費でございます。常備消防費の総額は五十二億七千六百七十七万七千円を計上いたしました。事業概要につきましては、職員人件費、火災予防対策、消防車両整備、救急高度化及び消防通信整備等の常備消防に係る事業の内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費に係る所要額でございます。次に、職員事務につきましては、防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給与貸与物品等に係る所要額でございます。次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市町民の防火意識の高揚を図るための普及啓発に係る所要額でございます。次に、消防車両整備につきましては、はしご付消防自動車一台の更新整備に係る所要額でございます。次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の教育等に係る所要額でございます。次に、消防通信整備につきましては、消防緊急通信指令システムの維持管理並びに高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の整備に係る所要額でございます。次に、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の警防、救急、救助の各業務費につきましては、消防活動資器材の整備に係る所要額でございます。

十四ページに移りまして、常備施設費の総額は九千八百六十三万七千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修の各事業でございます。主な事業につきまして申し上げますと、消防庁舎改修につきましては、高階分署高圧変電設備の改修工事に係る所要額でございます。

次に、非常備消防費でございます。

川越非常備消防費の総額は、一億五千二百七十一万三千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消防団車庫建設、消防団車両管

理及び消防団車両整備の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団デジタル無線設備の整備等の消防団運営に係る所要額でございます。消防団消防車両整備につきましては、川越市消防団第三分団及び名細分団に配備する消防ポンプ自動車に係る所要額でございます。

十六ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は五千七百四十一万六千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団デジタル無線設備の整備等の消防団運営に係る所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設管理でございます。

川越水利施設費の総額は、一億八千万二千円を計上いたしました。川越市に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理、防火槽一基の新設工事及び消火栓の設置等に係る所要額でございます。

次に、川島水利施設費の総額は、三百三十三万円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の維持管理等に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は四百五十九万五千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務及び川越市自警消防隊資器材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資器材等の維持管理に係る所要額でございます。

次に、川島自警消防費の総額は二百八十四万五千円を計上いたしました。川島町自警消防団運営事務につきましては、自警消防団に対する補助金の所要額でございます。

次に、水防費でございます。

川越水防費の総額は、三百五十八万三千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に係る所要額でございます。

二十ページに移りまして、公債費でございます。

元金の総額は、一億九千三百八十七万九千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの元金償還に係る所要額でございます。

次に、利子の総額は、二千十一万七千円を計上いたしました。消防組合、川越市及び川島町それぞれの利子償還に係る所要額、並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

二十一ページに移りまして、予備費でございます。

予備費といたしまして、四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものでございます。なお、二十二ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三上喜久蔵議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○三上喜久蔵議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 議案第六号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算案について、何点かお尋ねをさせていただきます。私のほかにも質疑をされる議員さんがいらっしゃると思いますので、私のところでは要点だけ伺わせていただきたいと思います。まず初めに、平成二十六年予算を編成するに当たりまして、各課からの予算要

求に対してどのような査定が行われて今年度予算案が編成をされたのか、お伺いをさせていたいただきたいと思えます。減額、増額あるのかと思えますが、その主な概要についてもお答えをいただければと思えます。

あわせて、新庁舎の移転については、ここ数年来懸案事項としてこの議場でも多くの議員さんから御指摘があったかと思えますが、これまでの移転新築計画にかかわるところでの実施事業と執行された予算についてはどのような状況になっているのか、お伺いをさせていただきます。

あわせて、今回御提案をされております平成二十六年度の予算案については、新消防庁舎建設事業についてどのような取り組みをされていくのか、お伺いをさせていただきますかと思えます。

次に、先ほど局長から予算案を御説明いただきましたまして、説明を省略いただきました附表の中でお伺いをさせていただきますかと思えます。

二十三ページになろうかと思えます。一般職の手当の総括と内訳なんですけれども、二十六年年度予算では、時間外勤務手当がその他の手当よりもかなり大きな増額になってようかと思えます。今回、このような予算編成がなされた理由、時間外手当の増額に至った理由についてお伺いをさせていただくとともに、直近で確定しているところでお答えをいただければよろしいかと思えますが、消防組合の職員の方で時間外勤務が一番長い方はどれぐらい勤務をされているのか。年間の時間外勤務、月平均にするとどれぐらいになるのか。また、その方ほどのような業務に従事をされているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、過日、我々議員のところには皆さん通知が来たと思えますが、残念なことにこの消防組合の職員さんで懲戒処分が下された方がいらつしやいます。交通違反による、運転免許の停止期間中に運転されたということでの懲戒処分であったであろうと思えます。私自身はそう確認しておりますが、この懲戒処分云々ではなく、普通自動車免許について、川越市もそうなんですけれども、川越地区消防組合は採用条件には入っていないかと思うのです。また、採用してから職員個人に普通自動車

免許の取得を組合として取りなさい、取ってくださいという形もとられていないかと思うのです。採用条件に入っていないのですから、当然、普通自動車の運転免許をお持ちでない職員さんが川越地区消防組合に採用される、採用された。その方は普通自動車の運転免許を取る意思がないとなったとき、この川越地区消防組合の中でどのような業務に携わっていくのか。また、取る意思のない方に対して、消防局として何か考え方なり見解があるのであれば、お伺いをさせていただきますかと思えます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 初めに、平成二十六年当初予算の編成に係る査定状況につきまして、各課の概要を御答弁申し上げます。

まず、消防局の各課の概要といたしましては、総務課が六百六十四万一千円の減額で、主なものにつきましては施設管理に係ります庁舎改修等の工事請負費でございます。次に、予防課でございますが、五万一千円の減額で、主なものにつきましては、火災予防対策と普及啓発に係ります消耗品費でございます。次に、警防課でございます。五百二十九万七千円の減額で、主なものにつきましては、川越水利施設管理費に係ります消防水利撤去の工事請負費でございます。次に、救急課でございます。八万九千円の増額で、主なものにつきましては救急高度化の推進にかかわる負担金で、要求後に研修負担金額の増額が確定したことによるものでございます。次に、指揮統制課でございます。要求額と同額でございます。

次に、消防署の消防課の概要といたしましては、川越北消防署が十四万七千円、川越中央消防署が二十一万八千円、川越西消防署が二十五万円、川島消防署が十四万六千円、それぞれ減額となっております。各消防署ともに主なものにつきましては、車両備品管理に係ります備品等の修繕料でございます。

続きまして、二点目でございます。新消防局庁舎移転新築計画にかかわるこれまでの事業と予算の執行額につきまして、御答弁申し上げます。

まず、これまでの事業についてでございますが、平成十七年度に普間地内におい

て消防局庁舎移転候補地の地質調査業務委託を実施し、平成二十二年度に川越市、川島町及び川越地区消防組合の三者にて川越地区消防組合新消防局庁舎建設検討委員会を設置し、同年年末には川越地区消防組合新消防局庁舎建設検討委員会結果報告書がまとめられ、川越地区消防・防災拠点整備基本計画を作成しております。

次に、これまでの予算執行についてでございますが、平成十七年度に実施いたしました菅間地内の地質調査業務委託の二百六十七万七千五百円のみでございます。

続きまして、三点目でございます。平成二十六年年度の新消防局庁舎建設事業の内容につきまして、御答弁申し上げます。

事業計画といたしましては、新消防局庁舎建設候補地の調査研究でございます。なお、予算計上額はございません。また、移転候補地につきましては、川越市と検討し、調査を行ってまいります。

続きまして、四点目でございます。本年度の予算を増額した理由につきまして、職員の時間外勤務手当の内容でございます。

平成二十四年度決算額で申し上げますと、時間外勤務手当の受給者対象者は三十五十五名でございます。一人平均二十九万五千円でございます。本年度増額された理由でございますが、過去三年間の実績を踏まえ、予算額の見直しを図ったためでございます。時間外勤務時間が多い職員につきましては、総務課に所属しております。月平均九十七時間、年額で千六百六十七時間の時間外の勤務をしております。主な業務につきましては、消防基本計画策定事務、情報公開・個人情報保護に関する事務でございます。

続きまして、普通運転免許の取得しない者に対する消防局の考え方についてでございます。

普通自動車運転免許につきましては、採用時ほとんどの者が取得しておりますが、取得していない職員に対しましては、職務上の必要性を説明することとしております。なお、運転免許の取得の採用条件につきましては、要件としては定めておりません。現在、職員四百二十八名中、運転免許を取得していない者につきましては、

おりません。全員が運転免許を取得してございます。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 ただいまの質疑の中に免許を取得していない者が採用された場合、また、なおかつ採用後に免許を取得する意思のない者をどのような職につかせるかという御質疑でございます。

基本的には、我々消防職員は緊急車両等々の車両がありますので、免許を持っていることが一応必要条件ということでございます。

また、採用要件の中に免許の取得についての要綱が入っていないということは、採用の内容につきましては、高卒、短大・大卒と学歴採用でございまして、当然、高卒採用でございまして十八歳の職員については免許を持っている者が少ないということ、あえてその辺を考慮して、要件としては入れておりません。ただし、先ほど答弁の中にもございましたとおり、緊急車両等々の消防車両の運転がメインとなる消防職員の業務でございますので、それをメインとしていきたいと思っております。

万が一先ほどのような形で免許を取る意思のない者がおりましたら、職務の中には日勤者の中に事務職というものがございまして、そちらに従事していただく方法をとらざるを得ないというふうを考えております。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 二回目の質疑をさせていただきます。

まず、普通自動車免許の関係ですけれども、採用要件ではないけれども、必要条件。現状のところ、免許をお持ちでない職員の方がいらっしゃらないというお話でしたが、当然、免許停止中に物損事故、人身事故等を起こせば、免許取り消しという処分も発生し得るわけですね。

また、採用者の中にも持っていらっしゃらない方も全くないわけではないということだったので、仮定の話になってしまうかもしれませんが、今後、こちら辺も

検討をしていただければと思います。

時間外勤務についてお伺いをさせていただきました。一番多い方で千六百六十七時間、月平均にすると、九十七時間残業している。普通のサラリーマンの方と違って、週五日八時間勤務という業務形態ではないにしても、この数字おかしいですよ。単純にサラリーマンの方に当てはめて週五日にすると、多くて一日何時間残業している話になるのですか。一日二十時間弱残業しているのですよね。プラス普通の勤務時間を加えたら、二十四時間超えませんか。

加えて、消防基本計画策定事務、情報公開・個人情報保護に関する事務を行っていた。二十四年度決算でこの数字というお話でしたけれども、消防の防災拠点整備基本計画、消防基本計画は、二十二年度末に計画が策定されて、二十三年五月にも既に川越市に報告されていませんか。この方は、もう既に川越市に報告された消防基本計画の策定事務を平成二十四年度に行っていて、残業がふえてしまった。この点については、また別の機会にお伺いをさせていただきますが、こういった時間外勤務が多くなってしまう職員について、消防局としてはその管理体制についてのどのようなお考えをお持ちになっているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、新消防局庁舎建設事業についても、先ほどお伺いをさせていただきました。平成二十二年に川越市、川島町、消防組合の三者で建設検討委員会を設置し、二十二年末には、結果報告書がまとめられ、川越地区消防防災拠点整備基本計画が策定されているというお話でしたが、その後一向に消防庁舎の移転について事業の進捗が見られないかと思いますが、川越市と川島町、消防組合での協議状況についてはどのようなになっているのか、計画が策定されて以降について、お伺いさせていただきます。

あわせて、平成二十六年度の当初予算では、移転についての事業費は計上されていないというお話がございましたが、消防庁舎新築移転計画は、今後どのようなスケジュールを追っていくのか、お伺いをさせていただくとともに、二十二年末に基本計画が策定されて、二十三年五月には、川越市、川島町、それぞれに基本計画

が御報告をされていると思います。しかし、消防議会には、この基本計画は一切配布もされていないければ、説明もされておられません。移転新築には、当然、議決が必要な事項も入ってこようかと思いますが、この基本計画は、消防組合議会として我々は関知しなくてもいいというお考えで配布・御説明をされなかったのでしょうか、御答弁をいただければと思います。

(齊木利之次長登壇)

○齊木利之次長 時間外勤務が多い職員の管理について、御答弁申し上げます。

時間外勤務が多い職員につきましては、定期的に業務状況の確認、並びに健康状態について面談しております。

また、長時間労働による健康障害防止のための産業医による面談を実施しております。また、面談結果につきましては、特に配慮すべき心身の状況はなく、産業医の指導事項もございませんでした。

ただ、今後、業務、事務の合理化・分担化を進めまして、一人の職員に業務が集中しないよう、していきたいと考えております。

以上でございます。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

平成二十三年五月に川越地区消防組合防災拠点整備基本計画を川越市長、川島町町長並びに消防組合管理者への報告をいたしました。川越市、川島町におきましては大規模建設事業が実施される予定であることから、消防局の庁舎建設事業につきましては先送りとなりまして、議員の皆様にはその報告書を配布できませんでした。まことに申しわけございません。

なお、消防組合といたしましては、昨年度から消防局庁舎建設だけではなく、人員整備、また車両資器材の整備を全て含めた消防組合の基本計画の策定に、現在、取り組んでいるところでございます。

また、消防局庁舎の今後の建設の見通しということですが、当消防組合



を構成する川越市・川島町の財政状況は今後も厳しい状況が予測されております。そのため、消防局庁舎建設事業は少しでも予算を抑制することが必要であると考えられております。今後につきましては、消防局庁舎建設事業が確実に実施できるよう、あらゆる建設手法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。

本山修一議員。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 前議員に続いて、議案第六号、平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算について、御質疑申し上げます。

先ほど御提案で御説明をいただいた消防庁舎改修について三千万円が計上されている。これは高階分署の改修ということは承知をいたしました。さらに、その改修内容ですね。どういう部分の改修が今回行われていくのか、お伺いいたします。

続いて、川越市消防水利施設増設に四千八百八十二万円が計上されておりますけれども、市内はかなり広い地域で、設置場所についてはどういふところなのか。また、その内容についてもお伺いいたします。

続いて、現在の消防指令の設備はかなり古い施設になってきているというふうに思うのですけれども、人員体制は、現状、どういふふうになっているのか。また、一一九番通報の受信から出場までの手順、仕組みはどういふふうになっているのか、お伺いしておきたいと思っております。

さらに、二十五年年度の緊急通報の受信件数とその内訳ですね、NTT固定電話とか携帯電話とかI T電話とか、さまざまあるわけですけれども、どういふふうな内訳になっているのか、お伺いしておきたいと思っております。

今議会開会前に協議会が開かれました。その際に、こういった三枚のA四の資料を初めて見せてもらいました。川越地区消防局の高機能消防指令センターの整備、消防救急デジタル無線整備の進捗状況についてということです。

口頭であわせて説明をお聞きしたわけですが、非常にわからない。余りにも簡略過ぎて、私も開会までの数十分ではとても理解ができなかったわけですが、でも、皆さん、受け取られた方も初めてごらんになって、同じように思われたと思うのです。

ここに記されているように、平成二十年に国からの通知が行われて、アナログ方式の使用期限は平成二十八年五月の末までと期限が切られたわけです。全国一斉に同時進行だと思うのです。それで、今、全国は大変な整備、精力的な作業が開始されて、一番すつきりしているのは新庁舎に移転改築するか、現在地で改築とか、そういうときにこういう中枢機能を一新するというような作業が行われて、もう既に完了したところもあるし、まだその途上で、本消防組合のように新年度行うというところのようです。

これを見てもらっても、この間検討委員会が設置されて、平成二十四年度に基本設計が行われ、二十五年年度に実施設計が行われて、実施設計では消防救急デジタル無線鉄塔工事仕様書が策定されたということです。

私もびつくりしたのですけれども、この庁舎のところは三十メートルの鉄塔ですよ。避雷針も含めると三十六メートル近くのこれが、平成四年に増築された通信指令室の真ん前、東側寄りに局舎というものも設置されているということを初めて私も見せてもらったわけです。三十メートルのシンダー鉄塔が設置されて、あわせて電源設備とか、局舎というよくわからないものをつくっていく。重要な施設だと思っております。そして、今後、二十六年で機器を調達して、二十七年運用開始を図っていく。二十八年の五月末までにデジタル化を間に合わせていくというふうなことだと思っております。

問題は、現在の通信指令設備を高機能消防指令センターと消防救急デジタル整備を行うということがもう既に新年度予算で十一億、これは国庫補助金と組合債を合わせると、そういう額を計上して、今度の一般会計の中心の部分がそういうふう計上されている。

新年度中にこれを終わらせるということですから、当然、そういうふうな措置をされて、二十八年年度五月末までの運用に間に合わせていくことだと思っておりますけれども、消防指令の中核を変えていくということですよ。

デジタル化といっても、広報車はもとより、はしご車や工作車、ポンプ車、全部の車両にデジタルを受信する機器の設備を設けていくということでしょうか。

消防組合によっては鉄塔を何カ所も立てるとかいうふうな措置をするようなところもありますけれども、幸い川越・川島町は平地で、そういう通信のための鉄塔というのは不要かというふうに私もきのう聞いたわけですから、こういう説明の仕方です。少なくとも、この予算書とあわせて、こういった資料を協議会ではなくて、きちつと我々の手に配られるべきではないですか。後ほどこれは、答弁を聞いてからまた2回、3回目まで予定していますけれども、お伺いしていきたいというふうに思うのです。

率直に思うわけですが、なぜ今回こういうような提案の仕方になったのか。もっと懇切丁寧に全貌が示されるような必要がなかったのかというふうに、この点についてお伺いいたします。

○三上喜久蔵議長 暫時休憩いたします。

午後三時二十分 休憩

午後三時二十三分 再開

○三上喜久蔵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 消防庁舎改修における予算計上の三千万円の事業内容につきまして、御答弁申し上げます。

事業内容につきましては、川越中央消防署高階分署の高圧変電設備を改修させていただきます。

高階分署の高圧変電設備につきましては、昭和四十七年の庁舎建設時に設置した設備で、約四十一年が経過しており、現在、保守部品等が入り難い状況になっております。そのため、不意の故障が発生いたしますと高階分署の業務継続や地域防災への影響を及ぼすおそれがございますので、このたび設備の入れかえを実施させていただきます。

以上でございます。

(柳川佳男警防課長登壇)

○柳川佳男警防課長 川越市消防水利施設の増設の内容及び設置場所について、御答弁申し上げます。

川越市水利施設費の内容につきましては、川越市消防水利の増設といたしまして、四十立方メートル級の防火水槽新設工事費一基及び消火栓設置負担金となっております。四十立方メートル級防火水槽新設工事費において一千三十万円を計上し、平成二十六年の新設場所につきましては、川越市管内の水利状況を勘案して他課と調整をしている状況であり、平成二十六年早々に決定する予定でございます。

消火栓設置負担金三千七百五十二万四千円につきましては、川越市上下水道事業管理者からの消火栓設置負担金の見積もりによるものでございます。

以上でございます。

(辻 章一指揮統制課長登壇)

○辻 章一指揮統制課長 現在の通信指令施設につきまして、御答弁申し上げます。

当消防組合の消防緊急通信指令施設は平成四年度に整備し、その間、構成機器の老朽化、機器の劣化等に伴い、平成十三年度に一回、平成十九年度に二回の部分的な機器の更新をしております。平成二十六年には、耐用年数の七年が経過することになります。

設備の内容につきましては、指令装置、指揮台、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、気象情報収集装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置、音声合成装置、出動車両運用管理装置、システム監視装置、電源設備、発信地表示装置、一一九番

アクセス、一一九補助受付装置、拡張台、無線設備、構内自動電話交換設備、消防情報支援システム等で構成されております。

次に、通信指令業務に携わる人員について、御答弁申し上げます。

常時二十四時間二交代制で勤務をしております。当直人員につきましては、五名体制で運用しております。

一一九番の受信から出場までの手順・仕組みについて、御答弁申し上げます。

一一九番通報を受信すると同時に、災害地点を特定し、通報内容に基づいて災害種別と災害分類を指令管制員が選定し、コンピューター管理により消防車や救急車に出場を指令、コントロールする仕組みでございます。

次に、平成二十五年の緊急通報の受信件数とその内訳について、御答弁申し上げます。

平成二十五年中の一一九番着信回数につきましては、二万五千四百七件でございます。内訳につきましては、固定電話が一万七千九件、携帯電話が八千三百九十八件でございます。着信内容につきましては、火災・救急救助・警戒が一万六千二百十九件で、病院案内、いたずら、誤報等が九千八百八十八件でございます。昨年の同時期と比較いたしましたして、火災・救急救助・警戒が三十八件の減少、約一・三％の減少、病院案内、いたずら、誤報等が三十件の増加で、約二％の増加でございます。以上でございます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線整備について、十分な説明がなされなかったことにつきまして、御答弁申し上げます。

本事業につきましては、消防救急デジタル無線の整備期日の期限が平成二十八年五月末日までであり、猶予がないことと、本事業の実施に当たり、電波伝搬調査の遅延により、基本設計、実施設計の作成がおくれまして、本来であれば昨年中に議員の皆様が整備計画並びに中間報告の御報告を行わなければならないところでございましたが、この三月中旬になって、やっと実施設計が完了し、消防救急デジタル

無線等の検討委員会の検討報告書案として中間報告の素案決裁を管理者に仰いだところでございまして、報告がおくれてしまいました。まことに申しわけございませんでした。

今後、中間報告につきましては、委員会の検討報告書を精査し、中間報告として議員の皆様にお配りできるよう事務を進めてまいります。

以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 二回目の御質疑を申し上げます。

高階消防分署の改修ということについては、かなり古い建物で、そういう改修を行っていく、不意の故障が発生したりしないように、あるいは高階分署の業務継続や地域防災の影響を及ぼすおそれがあるので、設備の入れかえをする、高圧変電設備を改修していくということで、了解をいたしました。

水利施設の内容、設置場所についてですけれども、これについては、場所は、今、検討選定中ということでありますから、これは必要な予算を確保している以上、適切な場所に設置をしていただきたい。四十立方メートルの防火水槽新設工事費が予算化されております。了解をいたしました。

それから、通信指令室の人員体制から受信から出場までの手順・仕組みについても細かく御答弁がありました。

平成四年度にこの指令室の建物が増築されて、老朽化、機械の劣化で今の機器の運用が非常に難しいということで更新を何回か図られているというような状況です。二十四時間二交代で、当直人員については五名体制で行っているということでもあります。

通信指令業務というのは、重要な人命、また財産を預かる消防地区組合の仕事として、一瞬たりとも気が許せない業務であります。二万五千四百七件の一一九番着信回数だとか、内訳もお伺いしましたけれども、こういう現在の通信指令室を根本から今度は高機能消防指令センターに更新をしていくことであります。

先ほど御説明いただいた資料を、私も読ませていただいても、なかなか難解で、非常に複雑な専門的なものであって、非常に理解しがたい。その御答弁で非常に不十分な理由についても、先ほどお聞きいたしました。

いづれにしても、消防救急デジタル無線の整備期日の期限が平成二十八年五月末までということ、猶予がない。電波伝搬調査の遅延だとか基本設計・実施設計の作成がおくれたとか、そういう話は今承ったわけですけども、こういう期限が決まった仕事としては、それに間に合わせるための努力というのは、本当に真剣に行っていないかと、川越地区消防組合の役割が果たせないということですよ。

今、全国で同時進行で、先般も各消防、東大阪市だとか、それぞれのところを視察させていただきましたけれども、そういうきちっとした整備基本計画などが策定されて、そして着手されているというようなことはインターネットでも詳細に紹介されております。

そこで、二回目にお伺いしたいのは、現在の消防庁舎の耐震基準が、たしかIs値で〇・六というふうにこの議会でも当時管理者が答弁されたと思うのです。求められる数値は、Is値で一・五倍だから〇・九ということだと思っております。そういうことで、この庁舎は移転改築を行っていくというようなお話も、以前この場からも議論があつて、当時、そういう答弁がありました。

そこで、今回提案の高機能消防指令センターや消防救急デジタル無線整備を現川越地区消防組合庁舎、場所は通信指令室で改修した場合、今回は国の国庫支出金であるとか組合債など、約十一億が入ってくるわけですけども、一旦これを行った場合、新たな場所に移転改築した場合は、同じ整備を行おうとすれば、国庫補助や組合債を受けることができるのかどうか、この辺についてお伺いしておきたいと思ひます。

さらに、川越地区消防局の通信指令室に高機能消防指令センターを整備することになると、当然、工事期間中の通信指令業務を二十四時間体制で行わなければならぬと思ひます。どこでどういうふうな業務が行われていくのか、お伺

いしておきたいと思ひます。

さらに、高機能消防指令センターの整備、先ほどの協議会での進捗状況の中で、四月には指名委員会、それから五月に仮契約、六月に本契約、七月から翌年三月で整備調整ということ、入札も執行されていくというふうになるわけです。そういう事務手続を踏んでいって、果たしてこの工期中、間に合うのかどうか。こういう大規模な整備をする場合、一年を切っていますよね。これから六月議会で提案されていくわけですから、その辺も疑問なわけです。

それはさておいて、新しく整備していく場合、その後の人員体制や職員についても、新しい機器や設備に対しての研修制度というのは、メーカーとのやりとりだとか、一定の時間を要すると思うのですけれども、運営面などについてはどういうふうにこれから進められていくか、お伺いしておきたいと思ひます。

また、高機能消防指令センターの整備を行っていく場合、各地視察してみますと、災害用の高所監視カメラの設置が全国的にも整備され始めております。この点については、現段階でどういうふうにかえておられるのか、お伺いしておきたいと思ひます。

二回目の最後に、高機能消防指令センターの機能面で、寝たきり障害者や観光客、外国人も含めたいわゆる災害弱者の救済に対しての対応はどういうふうな今回の整備で行われていくのか、この辺についてもお伺いしておきたいと思ひます。

(齊木利之次長登壇)

○齊木利之次長 消防局庁舎移転時の国庫補助金と組合債の再申請について、御答弁申し上げます。

国庫補助金につきましては、総務省所管の補助金等交付規則第八条におきまして、補助対象物品ごとに財産処分期間が定められております。その期間が経過していれば、国庫補助金を申請することができます。なお、高機能消防指令センターの財産処分期間は十年、消防救急デジタル無線設備は九年でございます。

続いて、組合債につきましては、事業の実施の都度、状況に応じた地方債を受け

ることができません。

以上でございます。

(小林久雄次長登壇)

○小林久雄次長 通信指令室に高機能消防指令センターを整備することになると、工事期間中の通信指令業務はどこで行うのかについて、御答弁申し上げます。

工事期間中の通信指令業務につきましては、三階にございます指揮統制課の仮眠室及び執務室等を改修しながら二十四時間体制で指令業務を行う予定でございます。

次に、高機能消防指令センターが整備された場合の人員配置、研修、運営について、御答弁申し上げます。

人員配置でございますが、現在、常時指令管制員を五名配置し、深夜は二名交代制での災害受報を行っておりますが、今後につきましては検討したいと考えております。

次に、研修でございますが、機器の研修会を開く予定でございます。

次に、運営でございますが、災害受報訓練等の年次計画を作成し、指令管制員の技術向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、高所監視カメラの設置の検討につきまして、御答弁申し上げます。

震災等の広域災害時における高所からの映像は有効でございます。今回の高機能消防指令センター整備においても検討を重ねておりますが、設置場所、プライバシーの問題についてさらに検討が必要であるものとしております。現在、運用している他市においても、プライバシーについて問題視されており、運用に関して慎重に行っていると聞いております。当組合におきましても、庁舎建設とあわせたり、今後、運用面を含め、さらなる検討を予定しております。なお、現行は防災ヘリコプター映像受信システムにより、広域災害が発生した場合は飛行依頼し、その映像を受信いたします。

次に、高機能消防指令センター機能面、寝たきり障害者等の災害弱者への対応について御答弁申し上げます。

災害弱者等への対応といたしまして、ファクス一九に加え、携帯電話からの通報として、ウエブ一九の整備を計画しております。災害弱者情報を入力しておくことで、着信時、通報者の既往歴、掛り付け、連絡先などが瞬時に表示できるシステムを整備することにより迅速な対応を行うこととしております。なお、本システムの運用にしましては、福祉関係部局と綿密な連携を図る予定でございます。以上でございます。

(本山修一議員登壇)

○本山修一議員 種々御答弁をいただきました。

三回目ですので、これは消防局長にお伺いしておきたいと思っております。

この消防庁舎、現在の通信指令室を改修していく。高機能消防指令センター、デジタル無線化を整備していくということが行われた場合、この場所以外のところは新庁舎をつくっていくとなれば、国庫支出金について同様の補助が出るのか出ないのか、また、組合債が出るのか出ないのかお伺いしたところ、高機能消防指令センターの財産処分は十年間、また、消防緊急デジタル無線設備については九年という御答弁がありました。

つまり、そういう期間がたないと高機能消防指令センターの整備だとか、あるいは消防緊急防災デジタル化もそこに設置できないということですよ。十年とか九年とか、新しいところに庁舎が建設された場合は、そういう時間がたないと、そういう設備はできないということですから、事実上、これはもうできないということですね。消防債だって、申請すればできるような御答弁がありましたけれども、それもちょっと疑問だと思っております。ここにシリンドラー塔の通信指令塔が立つて、そういう整備が行われたら、事実上、もうこの場所になっていくように私も受けとめたわけですから。これは新庁舎問題で先ほど前議員も御質疑されておりますので、これ以上お伺いする気もありません。

電波法の改正で、現在のアナログ無線の使用期限が平成二十八年五月末をもって切れる。それに合わせて今全国が一斉にそういう整備作業を行っているわけです。

確かに、今、争奪戦というか、一斉に同時進行で行われるわけですから、そういう整備をする業者が大変な状況だというふうにも私もお聞きしているわけです。そういう点で、急いで新年度予算に計上しなければもう間に合わないということから、先ほど来の御答弁があつたわけです。

全国の例を見ますと、本来ならば基本設計、実施設計は手続を踏んでいかれるわけで、既に進められているわけですが、そういった一連の整備、基本計画を策定して、中間的な報告も含めて、中枢部分の変更にかかわるわけですから、総合的なあらゆる関連を吟味しながら、当然、庁舎の移転改築の場合はどうするのだ、そういったところまで含めて、あるいは県の医療機関関係との連携だとか、先ほどの災害用の高所カメラの設置だとか、プライベートの範囲に立ち入ることから、慎重になっているような全国の例もありますけれども、あらゆる面からそういうものを検討して、整備計画にきちっとまとめられて、そして、ようやく予算に計上して執行に当たるとというのが本来の進め方だと思つたのです。全国もそういうほうに今進められております。

消防議員に対しても、そういった資料をきちっと事前に配布して、よく検討する期間を持つていかなければ、なかなか実のある議論にもならないし、後々、いろいろ問題が生じることも懸念されるわけです。

今回、高機能消防指令センターや消防救急デジタル無線整備を予算化した議案を今議会に提案されているわけですが、そういった面では期間が定められたこととは十分把握されているわけですから、それに沿った検討期間の中で対応していかなければならないかなというふうにも率直に思いました。さまざまな点から御指摘を申し上げましたが、今後、整備を進めていく上で、最後に消防局長の見解をお伺いしておきたいと思つています。

以上です。

(大久保愛一郎消防局長登壇)

○大久保愛一郎消防局長 御答弁申し上げます。

このたびの高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備の通信整備事業に関しましては、私どもの事務の遅滞によりまして、議員の皆様には十分な御説明並びに中間報告ができなかったことに対しまして、まことに申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

今後、中間報告につきましては、先ほど次長の答弁にもございましたとおり、委員会の検討報告書を精査いたしましたして、中間報告として議員の皆様にお配りできるよう事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、消防組合の今後の基本計画につきましては、先ほどの答弁の中でも若干触れさせていただきましたが、昨年度に基本計画策定委員会を立ち上げまして、消防庁舎を初め、人員計画、車両資機材整備計画等につきまして消防組合の中長期にわたる基本計画を現在策定中でございます。この計画策定の前段階といたしまして、平成二十五年、本年度につきましては、消防に対する住民の意識調査を実施いたしました。また、来年度は、新たに消防庁舎適正配置調査を実施する予算を計上させていただきます。

これらの資料をもとに、平成二十七年計画完成に向けて、現在、消防組合基本計画を策定しているところでございます。これが完成しましたら、改めて議員の皆様にお配りできるよう努力してまいりたいと思つています。

以上でございます。

○三上喜久蔵議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○三上喜久蔵議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○三上喜久蔵議長 以上をもって川越地区消防組合議会第二回定例会の議事全部を終  
わりました。よって、これをもって会議を閉じます。  
閉会いたします。

午後三時五十六分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第七 議案第二号 川越地区消防組合非常勤消防団員に係る退職報償金の

支給に関する条例の一部を改正する条例を定めること

について

原案可決

日程第八 議案第三号 川越地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例を

定めることについて

原案可決

日程第九 議案第四号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第五号 平成二十五年度川越地区消防組合一般会計補正予算（

第二号）

原案可決

日程第十一 議案第六号 平成二十六年川越地区消防組合一般会計予算

原案可決